

2019(令和元)年度
大学評価統括本部における外部評価結果

2020(令和2)年3月

東洋大学 大学評価統括本部

目次

I. 本学における外部評価の活動について	3
II. 外部評価結果	4
III. 外部評価受審用自己点検・評価報告書	9
【参考資料】大学評価統括本部の運営に関する外部評価実施要領	23

I. 本学における外部評価の活動について

○大学評価統括本部における外部評価

本学では、自己点検・評価活動の客観性、妥当性を担保する観点から、全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部において、外部評価を 2020 年 2～3 月に受審した。大学評価統括本部における外部評価については、「大学評価統括本部規程」第 5 条において、年1回以上外部評価を受けることを明らかにしており、大学評価統括本部の業務と本学の内部質保証体制やそのシステム全般において、外部評価を受けた。

外部評価の実施概要は以下のとおりである。

点検・評価項目	大学基準協会が定める大学基準のうち、基準2「内部質保証」をもとに、独自設定。
外部評価者	① 鈴木 正誠 氏 元 NTT コミュニケーションズ社長、公益財団法人大学基準協会大学評価委員会委員を歴任 ② 関内 隆 氏 東北大学名誉教授、公益財団法人大学基準協会大学評価委員会委員を歴任

Ⅱ．外部評価結果

大学評価統括本部における外部評価結果

外部評価報告書

評価者氏名：鈴木 正誠

以下のとおり、貴学の内部質保証に関する外部評価の結果を報告いたします。

【総合評定】

総合評定：[S ・ A ・ B ・ C]

評定	基準
S:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築されているとともに、そのシステムの有効性が極めて高いことが調書・根拠資料等で証明されている。
A:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築されており、そのシステムは概ね有効に機能している。
B:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制とそのシステムの有効性において、やや不十分な点があり、改善が求められる。
C:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が構築されているとはいえず、抜本的な改善が求められる。

【所見】

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。またその方針は適切であるか。

貴大学の自己点検・評価は学則および大学院学則に基づき実施しているが、大学基準協会の認証評価サイクルが第3期に入ることを機に内部質保証の方針および推進体制の見直しを行っている。内部質保証の基本的考え方として、各組織の自主・自律の自己点検・評価を促すとともに全学的な観点から調整・提言を行う大学評価統括本部を設け、大学全体として PDCA の一層の充実を図ることとした。これらの改定は学内の各段階の会議を経て決定し、関連する諸規程等に明示されており適切である。

(2) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

全学的な観点から内部質保証を推進する大学評価統括本部は、教学と法人が一体として機能を果たすよう構成されている。そのもとに各学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会とこれらを集約する全学自己点検・評価活動推進委員会、教育研究等を推進・支援する諸委員会とこれらをまとめる全学委員会部会、および大学運営財務に関する部会を発足させた。これにより質保証活動に関する基準すべてを網羅する体制が構築された。以上の組織・委員会規程には責任者、構成員、業務が明記されている。

(3) 全学的な方針及び規程等に定められた手続きに基づき、内部質保証体制を構築し、そのシステムは有効に機能しているか。

各学部・研究科は、学則および大学院学則に基づき3ポリシーを策定し、その規定をホームページで公表している。今回、2021年度の次期カリキュラム改訂に向けて新たな考え方による3ポリシーの策定方針を明らかにした。その中で各学科は全学共通の教育目標である「東洋大学スタンダード 2021」を踏まえて策定すること、学修成果の測定指標との関連付けを重視している点について注目したい。

内部質保証体制の運営にあたって大学評価統括本部は各委員会からの報告を受け、委員会への提言をする仕組みとなっており、全学的質保証活動の手続きが明らかになり、PDCAのシステムが機能していくと想定される。既に学長によるフィードバックの実績があることなどから一層の前進が期待される。

(4) 教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況及び自己点検・評価結果等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

情報の公表については、これまでも教育研究活動、自己点検・評価結果、認証評価結果、財務情報ともに適切であった。今回の質保証活動体制の改定の結果としてどのような改善がもたらされるか各方面のステークホルダーに伝えられること、および電子媒体や印刷物のほかに講演、対話等の活用によって送り手・受け手双方の理解が進むことが期待される。

(5) 内部質保証体制及びそのシステムの有効性に関する適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

今回の点検・評価報告は、貴大学が行ってきた内部質保証推進活動の到達点として、今後に向けての大幅な改善策が盛り込まれており、PDCAが有効に機能している。

一方、貴大学が認識されているように「学修成果の測定結果の活用」「中期計画の進捗管理と自己点検・評価活動との連動」など残された課題も多い。このようにPDCAが一巡すれば新たな課題が見えてくるのは適切な運用である。限りあるリソースで多くの課題に取り組むには課題の優先度とPDCAのサイクルの管理に留意されるのが望ましい。

外部評価報告書

評価者氏名: 関内 隆

以下のとおり、貴学の内部質保証に関する外部評価の結果を報告いたします。

【総合評定】

総合評定: [S ・ **A** ・ B ・ C]

評定	基準
S:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築されているとともに、そのシステムの有効性が極めて高いことが調書・根拠資料等で証明されている。
A:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築されており、そのシステムは概ね有効に機能している。
B:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制とそのシステムの有効性において、やや不十分な点があり、改善が求められる。
C:	本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が構築されているとはいえず、抜本的な改善が求められる。

【所見】

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。またその方針は適切であるか。

2019 年 10 月に、内部質保証を推進するために「東洋大学内部質保証に関する方針」を定め、その「基本的な考え方」「組織の権限・役割等」および「手続き・運用」を適切に定めており評価できる。

なお、点検・評価項目の「評価の視点」で示されている「教育の企画・設計、運用及び改善・向上の方針(PDCA サイクルの運用プロセスなど)」については明示的な記述がなく、今後、補うことが求められる。具体的には、『自己点検・評価報告書』の9～10 頁に記載してある PDCA サイクルを機能させる取り組みについて、その運用プロセスに関する「方針」を文章化して明確にすることが期待される。

(2) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

大学評価統括本部を中軸に、全学自己点検・評価活動推進委員会、全学委員会部会、大学運営・財務部会からの報告と本部からの提言を行う仕組みを有し、その過程でピアレビューを取り入れた体制は全学的な内部質保証を推進する責任体制として適切であり、高く評価できる。

なお、この体制については『自己点検・評価報告書』5頁の図1に加えて、下記のように動態的な PDCA サイクルを全学的に明確にすることで全体像をさらに立体的に示すことが望まれる。

すなわち、毎年度の自己点検・評価活動のサイクルとカリキュラム改訂等の4年毎のサイクル、さらには中長期計画に基づくサイクル等で構成される大学全体の PDCA サイクル図を掲げ、これらのサイクルに基づく内部質保証の動態的な推進についても明確にすることが期待される。

(3) 全学的な方針及び規程等に定められた手続に基づき、内部質保証体制を構築し、そのシステムは有効に機能しているか。

これまで4年ごとの大幅なカリキュラム改訂を実施し、現在は 2021 年度改訂に向けて、3つのポリシーの改訂方針および学修成果の測定に関する基本方針を定め、各学部・研究科において3つのポリシーを見直す作業を行っている。こうした取り組みは、教育の企画・設計と運用そして検証の模範的な事例であり、内部質保証システムにおける PDCA サイクル展開の Good Practice として高く評価できる。

なお、中長期計画の進捗状況に係るヒアリングも別途実施しているとのことであり、(2) で述べた通り、そうした取り組みについても自己点検・評価活動のなかに明確に位置付けることが期待される。

(4) 教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況及び自己点検・評価結果等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学の教育研究活動や財務状況等の状況を適切に大学ホームページ上で分かり易く公表し、社会への説明責任を着実に果たしている。

特に教育研究活動関係では、毎年度実施している自己点検・評価の結果を情報公開し、平成 30 年度には『自己点検・評価結果について(総括)』として全学的な総括を行い、社会に公表していることは高く評価できる。この総括においては、各学部・研究科によるカリキュラム改訂の PDCA サイクルの適切な運用、学修成果測定の指標構築など、全学的に取り組むべき課題を明確にしていることも評価できる。

(5) 内部質保証体制及びそのシステムの有効性に関する適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

この新たな内部質保証システムの適切性について点検を行い、現時点の課題を4点挙げており、いずれも適切である。これらの課題に今後真摯に取り組むなかで、さらなる改善・向上が実現されることを期待する。また、内部質保証体制の各レベルにおいて重層的に外部評価を取り入れ、システム全体の有効性を点検する仕組みを開始したことは優れた取り組みと言える。

ここに挙げられた課題のなかで、特に「中期計画の進捗状況の把握管理と自己点検評価活動との連動」は早期に取り組むべき課題であり、中期計画進捗状況・予算措置とカリキュラム改訂・学科再編等の教育に関わる諸問題については今後、自己点検・評価活動において無理なく連動させていくことが望ましいと考える。

また、『自己点検・評価報告書』13～14 頁の「(4) 全体のまとめ」においては、大学としての的確な現状認識と今後の将来展望が明快に示されていると評価できる。

〔総合評定について〕

2019 年 10 月に全学的な内部質保証体制を立ち上げたばかりであり、その新たなシステムの有効性を最終的に判断することは困難であり、現段階の実績として A 判定とした。

大学評価統括本部における外部評価受審用の
自己点検・評価報告書

内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①:内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1:内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割
- ・当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

<内部質保証に関する全学的方針>

前回の第2期大学評価(認証評価)を受審した2014年度当時から、その後2018年度に至るまでの本学の内部質保証のための方針及び手続等については、以下のとおりであった。

【2018年度までの内部質保証に関する方針】

全学的かつ定期的な自己点検・評価活動を実施するとともに、構成員の内部質保証に対する理解を深め、自己点検・評価の結果を、改革・改善につなげることができるシステムの構築と、それを支える構成員の意識を醸成する。

上記の方針に基づき、自己点検・評価担当の副学長及び各学部・研究科の自己点検・評価に係る委員会の委員長、教務部長、学生部長らで構成される東洋大学自己点検・評価活動推進委員会が、内部質保証の牽引役を担ってきた。

自己点検・評価活動にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に準拠し、東洋大学独自の点検・評価項目を追加設定した共通フォーマットを用いるほか、各学部等による自己点検・評価報告書の記述内容を委員会内の委員同士で相互チェックするピアレビューを実施するなど、自己点検・評価の客観性及び妥当性の向上に努めながら、卒業の認定・学位授与に関する方針、教育課程編成・実施に関する方針及び入学受入れに関する方針(以下、3ポリシー)の策定単位である、学科・専攻ごとに自己点検・評価活動を実施していた(資料2-1)。

しかしながら、学部・研究科ごとに置かれるべき自己点検・評価に係る委員会の設置については、規程上明確となっておらず、学科会議やカリキュラムを検討する委員会などがそれを兼ねており、自己点検・評価活動の実態は各学部・研究科の自主性に委ねられている状況であった。

第2期の認証評価受審後、2015年度、2017年度、2018年度と全学的な実施ガイドラインに則り、学部・研究科の自己点検・評価活動を行ってきたものの、学部・研究科以外の諸組織を含む全学的な内部質保証を推進する組織や体制が明確になっていなかった(資料2-2)。

また、3ポリシーを起点としたPDCAサイクルを実現するために必要な学修成果の測定と評価等についても、具体的な測定指標の策定手順等を明らかにしていない状況であった。さらに、学部と研究科以外の諸組織における自己点検・評価活動については、認証評価の受審前年度以降、定められた手順や規則によって実施されておらず、図書館や国際教育センター等の年次運営報告書の作成に留まっており、自己点検・評価活動の実態は各組織に委ねられている状況であった。

なお、学長の下で組織する大学評価統括本部は、第2期認証評価の受審前から組織していたも

の、認証評価の受審準備と認証評価結果に対する改善対応が主業務であったため、大学全体の幅広い観点から、内部質保証を推進する機能を備えた組織ではなかった(資料 2-3)。

これらの課題や反省等を踏まえ、2019 年 10 月に、学長の下で内部質保証に関する全学的方針(以下、「全学的方針」)を抜本的に見直すとともに、内部質保証推進組織の権限と役割、各学部・研究科その他組織との相互の関係性の明確化を図り、内部質保証体制を実質的に機能させるための規程の整備にあたった(資料 2-4)。

具体的には、大学評価統括本部の下で、「全学的方針」を見直すとともに、2019 年 10 月に「大学評価統括本部設置に関する規程」を、「東洋大学大学評価統括本部規程」(以下、「本部規程」)として改正し、全学的な内部質保証推進組織として機能するよう整備した(資料 2-5)。

なお、「本部規程」には、本学の内部質保証推進体制に係る客観性及び妥当性を高めるため、年 1 回以上、外部評価を受けることを規定している。

2019 年度に改訂された「全学的方針」は、以下のとおりである。

「内部質保証を推進するための基本的な考え方」

- (1) 本学の建学の精神、目的及び各学部・研究科が掲げる教育目標等並びに諸活動の方針の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動並びに組織及び運営について、自主的かつ自律的に自己点検・評価を行い、教学マネジメントのもとで、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進を担う組織(全学的内部質保証推進組織)は、大学評価統括本部とし、その下に学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学自己点検・評価活動推進委員会(以下、全学委員会)、その他の諸委員会、各部局の自己点検・評価体制との連携を図り、全学的な観点に基づき、必要な連絡調整及び提言(フィードバック)を行い、教育研究及び諸活動の企画、運営、検証、改善・向上の一連のプロセスの一層の充実を図る。
- (3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部評価を行うよう努める。
- (4) 自己点検・評価活動をはじめとする内部質保証推進の状況について、社会的公表を行う。
- (5) 教育の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の成長及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働のもとで、学内の有機的な連携関係を形成する。

「内部質保証を推進するための組織の権限・役割等」

- (1) 全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下に、学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学委員会を置き、全学委員会の下に学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を組織し、自己点検・評価活動を推進する。
- (2) 学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会は、教育目標、「卒業の認定及び学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」に基づく教育活動について自己点検・評価活動を組織的にを行い、その結果を全学委員会に報告する。
- (3) 全学委員会は、学部・研究科ごとの自己点検・評価の状況について相互評価(ピアレビュー)を行うとともに、大学評価統括本部に自己点検・評価結果を報告する。
- (4) その他の諸委員会及び各部局は、大学評価統括本部の下で、自己点検・評価活動を行い、その

結果を大学評価統括本部へ報告する。

(5) 大学評価統括本部は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対して、提言(フィードバック)を行い、改善活動を促進する。また、学部及び研究科の自己点検・評価活動については、教学の自主的、自律的な内部質保証を推進する観点から、全学委員会から提言(フィードバック)を行うことを可能とする。

「内部質保証を推進するための手続き・運用」

(1) 全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学大学評価統括本部規程」に定める。

(2) 学部・研究科ごとの自己点検・評価活動、その活動を統括する全学委員会の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学自己点検・評価活動推進に関する規程」に定める。

(3) その他の諸委員会及び各部局における自己点検・評価活動については、大学評価統括本部の下に、各部局と連絡調整を図り、相互評価を行うことを目的とした部会を設け、各組織の協力のもとに進める。

(4) 評価基準については、大学設置基準及び大学院設置基準並びに大学基準協会が掲げる大学基準に基づく点検・評価項目等を考慮する。

(5) 内部質保証推進体制については、関係組織と連携しながら、継続的、組織的に検証・改善を行い、最適化を図る。

上記の内部質保証のための全学的な方針及び手続を明らかにし、学部長会議、大学院研究科長会議、事務局部長会議で共有を図っている(資料 2-6,2-7)。

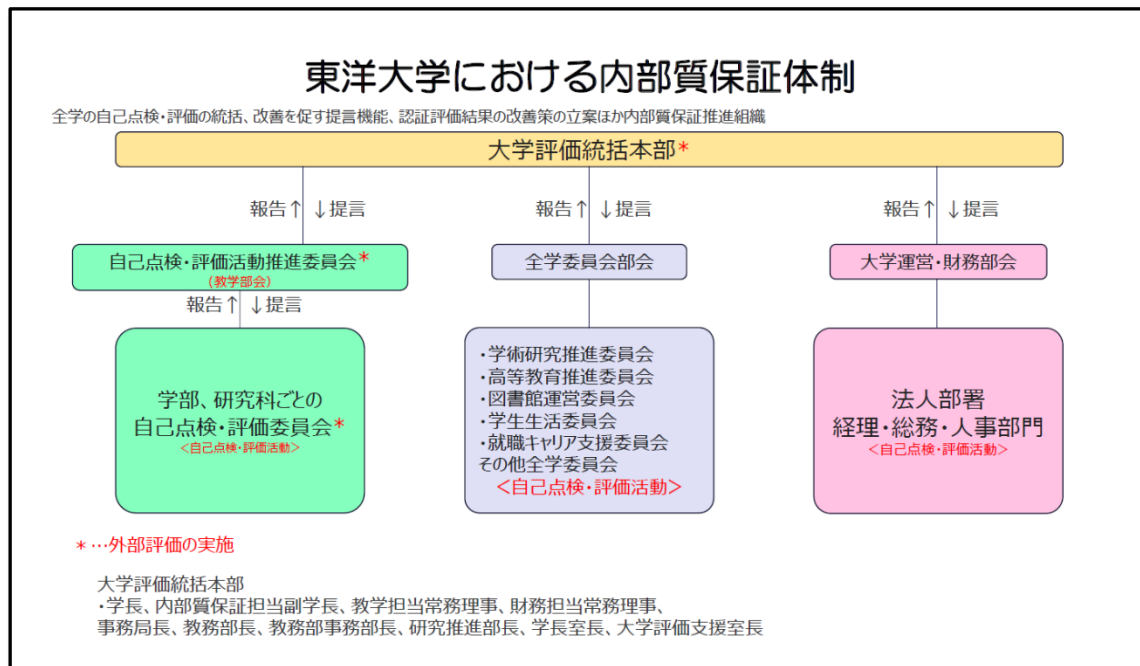
点検・評価項目②:内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

前述の「全学的方針」に示されているとおり、大学評価統括本部を本学の内部質保証推進組織として位置付け、各学部・研究科、その他の諸委員会、大学運営・財務等の自己点検・評価活動の結果が、大学評価統括本部の下に集約され、教学と法人が一体となった体制により、必要な改善に向けた提言等がなされる仕組みを構築している(資料 2-8)。

当本部の構成員は学長を本部長とし、教学担当常務理事(副本部長)、財務担当常務理事、全学自己点検・評価活動推進委員会委員長、事務局長、教務部長、研究推進部長、教務部事務部長、学長室長、大学評価支援室長で構成されている。教学と法人が一体となり、全学的観点で内部質保証を推進する体制を構築することが可能となっている。(図1 参照)



(図1 東洋大学内部質保証体制図)

<各学部・研究科の自己点検・評価活動>

各学部・研究科の自己点検・評価活動については、前述の「全学的方針」に基づき、全学自己点検・評価活動推進委員会が中心となって推進しており、具体的には、実質的な教育研究単位であり、3ポリシーの策定単位でもある各学科・専攻において自己点検・評価を行うことである。

全学自己点検・評価活動推進委員会の構成は、内部質保証担当の副学長を委員長とし、各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会の委員長、教務部長、学生部長としている。

2019年度には、従来、課題としてきた各学部・研究科の自己点検・評価活動に係る委員会の必置化について、学長より各学部教授会、各研究科委員会に審議を依頼し、全学的な検討を行った。その結果、2019年10月に、「東洋大学自己点検・評価活動推進委員会規程」を、「東洋大学自己点検・評価活動推進に関する規程」として改正し、同規程第2条により、学部及び研究科ごとに自己点検・評価活動推進委員会を置くことが明確となった(資料2-9)。

また、上記の改正により、従来の東洋大学自己点検・評価活動推進委員会を、全学自己点検・評価活動推進委員会(以下、全学委員会)に発展させ、各学部・研究科に置く自己点検・評価活動推進委員会との関係性を明確にした。さらに各学部・研究科に置かれる自己点検・評価活動推進委員会の運営について明確にするために、運営に関する要項をすべての学部・研究科に制定し、委員の構成及び役割、開催時期等を明らかにした(資料2-10, 2-11)。

これらの諸規程の整備により、「全学的方針」及び規程等に定められた手続きに基づいて、自己点検・評価活動が行われることとなった。

なお、2019年度における自己点検・評価活動の手順は、以下のとおりである(資料2-12)。

- ① 従来の方式を活かし、大学基準協会が定める第3期大学基準及び点検・評価項目に準拠したうえで、東洋大学独自の点検・評価項目を設定した共通フォーマットを用いて、各学部・研究科が自己点検・評価を行う。

- ② 各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会の委員長が自己点検・評価報告書の記述内容を相互にチェックするピアレビューを実施する。
- ③ ピアレビュー結果を鑑み、各学部・研究科が自己点検・評価報告書の修正を行う。
- ④ 修正された各学部・研究科の自己点検・評価報告書を全学委員会が集約し、大学評価統括本部へ報告する。
- ⑤ 各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会は、大学評価統括本部からフィードバックコメントを受け、次年度の自己点検・評価活動に活用する。

<全学的な教育研究等を推進・支援する諸委員会の自己点検・評価活動>

学生生活委員会その他全学的な教育研究等を推進・支援する諸委員会の自己点検・評価活動については、2019 年 10 月に改正した「本部規程」に基づき、それらの諸委員会の自己点検・評価活動をまとめる全学委員会部会を 2019 年 11 月に発足させ、自己点検・評価活動を実施した。

この全学委員会部会は、「東洋大学大学評価統括本部全学委員会部会の運営に関する要項」に基づき、大学評価統括本部長を部会長とし、全学自己点検・評価活動推進委員会委員長、事務局長、学生生活委員会委員長、就職・キャリア支援委員会委員長、高等教育推進委員会委員長、図書館運営委員会委員長、学術研究推進委員会委員長、社会貢献センター運営委員会委員長、ラーニングサポートセンター運営委員会委員長、産官学連携推進本部センター長、情報委員会委員長、学長室長、その他大学評価統括本部が指定した委員会等組織の長を部会員として構成している(資料 2-13)。

具体的な自己点検・評価活動は、全学委員会部会において連絡調整を図り、大学基準協会が定める第 3 期大学基準及び点検・評価項目に準拠した共通フォーマットを用いて、自己点検・評価を行うことである。また、自己点検・評価の妥当性を高めるために、自己点検・評価報告書の記述内容を各委員会の委員長間で相互チェックするピアレビューを実施し、客観性の担保に努めている(資料 2-14)。

<大学運営及び財務に関する自己点検・評価活動>

大学運営及び財務に関する自己点検・評価活動については、事務局を中心とする、「大学運営・財務部会」を 2019 年 11 月に発足させ、自己点検・評価活動を実施した。部会の構成は、事務局長を部会長とし、総務部、経理部、内部監査室、秘書室、人事部、管財部等の事務部長を部会員としている。

2019 年度の自己点検・評価活動においては、他と同様に、同部会においても連絡調整を図り、大学基準協会が定める第 3 期大学基準及び点検・評価項目に準拠した共通フォーマットを用いて自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書の記述内容を事務部長間で相互チェックするピアレビューを実施している。

なお、同部会の運営に係る規則として「東洋大学大学評価統括本部大学運営・財務部会の運営に関する要項」を整備し、定められた手続きに基づいて運営している(資料 2-15, 2-16)。

点検・評価項目③:方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1:学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方
評価の視点2:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3:学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点4:学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点5:行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応
評価の視点6:点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方＞

3 ポリシーの編成について、本学では、大学設置基準に基づき、学則第4条の3に「各学部は、前条の目的を達成するために、学部及び学科又は専攻の卒業の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を学部規程に定める。」と規定している。また、大学院学則では、同じく学則を準用し、大学院設置基準に基づき3 ポリシーの策定について規定している。

これを踏まえ、各学部・研究科は学則及び大学院学則に基づき3 ポリシーを策定し、各学部規程及び各研究科規程にそれぞれ規定し、大学ホームページにて公表している。

なお、本学では、原則として、主なカリキュラムの編成単位である、学部では各学科(学科の下に専攻を置く場合は専攻)、大学院研究科では各専攻の課程ごとに、3 ポリシーを策定することとしている。また、本学では、学部を中心に、4 年ごとに大幅なカリキュラム改訂を行っており、その改訂期に合わせて3 ポリシーを見直す機会としている。

一方、3 ポリシーを策定するための全学としての基本的な考え方について、2016 年度に行われた学部におけるカリキュラム改訂期では、文部科学省中央教育審議会より示された答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえる旨の周知を行ったものの、本学としての3 ポリシーの策定方針は明確ではなかった(資料 2-17)。

しかし、昨今求められている3 ポリシーの重要性に鑑み、次期カリキュラム改訂を2021 年度に控えていることを踏まえ、3 ポリシーの策定に係る基本的な考え方を明確にする検討を行った。

具体的には、2018 年3 月に学部長会議にて協議したうえで、学内の教職員を集めたワーキンググループである「学修成果指標検討会議」を発足させ、2018 年12 月に至るまで検討を行った(資料 2-18)。

会議の発足当初は、学修成果測定指標の開発に必要な手順等を検討することが大きな目的であったが、3 ポリシー自体の内容を再点検し、求める学修成果等を明確に示していかなければ(3 ポリシーの高水準化)、適切な学修成果の測定には辿りつかないとの見解に至り、本学としての3 ポリシーの策定に関する基本的な考え方、そして学修成果測定指標の策定に関する基本的な考え方について検討することとなり、以下のとおり、改訂方針をとりまとめた。

「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」

ディプロマ・ポリシーは、大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定める基本的な方針として、学生の学修成果の目標となるよう、策定する必要があります。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

(ア) 全学的教育目標「東洋大学スタンダード 2021」に示した東洋大学生として身につける力を踏まえながら、各学問分野の特性を十分に考慮し、学生が身につけるべき資質・能力など、「何ができるようになるか」を明らかにするよう、学修成果の測定が可能な表現にする。また、「人材養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」の見直しと一体的に進める。

(イ) 国際通用性及び高大接続の観点を踏まえ、学士力答申で求めている「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」に即して幅広い能力を修得できるように示す。

(ウ) 日本学術会議が策定する「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を活用し、合致する分野や隣接する分野の参照基準の内容を適宜取り入れ、学問分野に即した能力及び学びを通じて高めることのできる一般的、汎用的な能力を表現する。

「カリキュラム・ポリシーの改訂方針」

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するかを定める基本的な方針として示すことが必要です。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

(ア) ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の目標を達成するために、どのようなカリキュラム(教育課程)を編成するのか、順次性を考慮して、各学修段階でどのような能力を獲得する科目を配置するかについて示す。また、専門教育及び基盤教育において連携して教育がされることを踏まえ、カリキュラムの体系性を考慮して示す。

(イ) 学生の主体的な学びを促進することを踏まえ、どのような教育内容・方法を取り入れるのか、具体的に示す。

「アドミッション・ポリシーの改訂方針」

アドミッション・ポリシーは、大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針として示すことが必要です。

改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

(ア) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、入学前にどのような能力を身につけた学生を求めているか、また「何をどの程度学んできてほしいのか」について、具体的に記載する。

(イ) 新学習指導要領に示される高等学校段階までの学力の3要素「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の観点を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の獲得に繋がる、入学段階に求める能力を示す。

(ウ) 入学生に求める能力を測るうえで、重要な教科について記載し、「何をどの程度学んできてほしいのか」具体的に記載する。

(エ) 入試方法を記載する際は、入学後の教育との関連を十分に踏まえる。

「学修成果の測定に関する基本方針」

ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の目標の達成状況を測定することを基本とし、授業科目の成績評価(グレード・ポイント)及び全学的に実施している学生の資質、能力等を測定している指標や学科独自の測定指標を用いることで、総合的、多面的に評価するものとする。

(ア)授業科目のグレード・ポイントを用いる

カリキュラムを構成する授業科目と学修成果の関連性を検証するため、学修成果測定指標には各授業科目のグレード・ポイントを用いることを基本とする。測定に際しては、各学科のディプロマ・ポリシーに求める能力要素と授業科目との関係性を示す対応表を各学科において作成し、それに基づいてグレード・ポイントを集計する。

(イ)グレード・ポイント以外の全学で測定している指標を用いる

TOEIC 等の英語のプレースメントテスト、学生アンケート、PROG テストなどを活用し、グレード・ポイント以外の測定指標を学科の判断において加える。

(ウ)学問分野に即した独自の測定指標を用いる

全学で実施している測定指標以外に、より学問分野に即した学科独自の測定指標を用いる。卒業研究(論文)等のルーブリック評価の結果や、学科独自で開発する卒業認定試験、進級テストのほか、学修成果の獲得に関連する外部試験のスコア、その他資格の合格、留学実績やインターンシップ実績、TGLポイントなど、学科の判断において様々な測定指標を組み合わせ、学問分野の特性を活かした多面的な測定指標を用いる。

(エ)学科や学生個人が学修成果の測定結果を総合的に把握できるようにする

(ア)～(ウ)による測定結果は、グラフ等を活用して総合的に示す。

各学科等の 3 ポリシーの明確化、高水準化にあたっては、全学共通の教育目標といえる「東洋大学スタンダード 2021」を策定し、それをもとにして、各学科等のディプロマ・ポリシーを策定することとした。「東洋大学スタンダード 2021」は、本学の建学の精神をはじめとし、学校法人東洋大学ビジョン「Beyond2020」のキーコンセプト、現行カリキュラムの東洋大学スタンダードの 7 つの目標、文部科学省中央審議会「学士課程教育の構築に向けて」に示された「学士力に関する主な内容」を包括させる形で、東洋大学生として身につけるべき力を明確に打ち出している(資料 2-19)。

これらの方針等は、2018 年 12 月の学部長会議の協議と承認を経て、全学に周知するとともに、2021 年度カリキュラム改訂に係る各学科等の作業へと取り込まれている。

そのほか、高等教育推進センターにより、具体的な改訂の手引きとして「ディプロマ・ポリシー改訂作業の手引き」、「カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー改訂作業の手引き」「学修成果測定指標策定の手引き」を作成し、各学部・学科に提供し、具体的な検討作業を支援している。

一方、大学院研究科においては、2019 年 11 月に開催した大学院研究科長会議における大学院改革タスクフォースの下で、学部版の 3 ポリシーの改訂方針や手引きに準拠することとして、2020 年 3 月を目途に、学修成果測定の指標開発と 3 ポリシーの改訂について検討を進めている(資料 2-20)。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み>

前述のとおり、本学の全学的内部質保証推進組織は、大学評価統括本部であり、その責任を負う。

大学評価統括本部による学部・研究科その他の組織における教育活動のPDCAサイクルを機能させる取り組みについては、次のとおりである。

本学では、大学評価統括本部が「全学的方針」及び「本部規程」に定められた手続きに則り、各組織の自己点検・評価活動の報告を受けるとともに各組織に対して、必要な提言（フィードバックコメント）をする機能を備えている（資料 2-5）。

2019 年度の各学部・研究科の自己点検・評価活動については、全学委員会の下で集約するとともに、記載内容の客観性及び妥当性を高めるためにピアレビューを行い、必要な助言を相互に行う仕組みを整えて実施している。

なお、2020 年 2 月末を目途に各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会から自己点検・評価結果の最終提出を受け、その後大学評価統括本部に報告される予定であり、提言（フィードバック）は 3 月中旬を予定している。

執行部からの提言については、過去に、2018 年度の各学部・研究科の自己点検・評価結果に対して、2019 年 8 月から 9 月に亘り、学長によるフィードバックコメントを各学部・研究科の長に示した実績がある。2019 年度の自己点検・評価活動においては、このフィードバックコメントをもとにした各学部・研究科の改善状況についても報告することとしている（資料 2-21）。

そのほか、学長の下で各学部の中期計画の進捗状況に係るヒアリングを別途実施しており、そのヒアリング結果を踏まえて計画の妥当性や進捗状況に応じた計画の見直しに関して、フィードバックコメントを提示している。

大学院の中期計画については、大学院研究科長会議の下で実施される大学院改革タスクフォースにて、進捗状況の把握と計画の妥当性の検証を定期的に行っている。

一方、諸委員会及び大学運営・財務に係る自己点検・評価活動については、全学委員会部会及び大学運営・財務部会において集約するとともに、同じくピアレビューを行う予定である。大学評価統括本部における各部署からの自己点検・評価活動の集約と検証、必要な提言については、2020 年 3 月中旬に行う予定である。

＜学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施、点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

各学部・研究科の自己点検・評価活動は、原則として毎年実施することとしている。点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、学部・研究科ともに全学的な方針の下で長期ビジョンに基づく中期計画を策定しており、中期計画の実行とカリキュラム改訂に係るカリキュラム編成作業等とを順次行うことで、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルを実現している。

一方、学部・研究科以外の諸組織については、2019 年度と 2020 年度に自己点検・評価活動を行うことを計画しているが、今後、2021 年度に受審する認証評価の結果を踏まえ、大学の諸活動全体の自己点検・評価活動の実施時期について、私立学校法に基づき策定する学校法人の事業に関する中期的な計画の検証時期等と併せて、再検討する必要がある。

そのほか、授業に関する学生からの評価として、「授業評価アンケート」を毎年実施するほか、教員自身及び教員組織の自己点検・評価を目的とした「教員活動評価」を毎年実施し、授業と教員組織のそれぞれの検証に役立てている（資料 2-22, 2-23）。

自己点検・評価活動の客観性、妥当性を担保する観点から、全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部において、外部評価を受審する予定である(2020年3月)。大学評価統括本部における外部評価については、「本部規程」第5条において、年1回以上外部評価を受けることを明らかにしており、大学評価統括本部の業務と本学の内部質保証体制やそのシステム全般において、外部評価を受けることを予定している(資料2-24)。

また、学部・研究科の自己点検・評価活動を取りまとめる「全学自己点検・評価活動推進委員会」においても外部評価を2020年3月に受審する予定である。具体的には、各学部・研究科の自己点検・評価体制のほか、ディプロマ・ポリシーをはじめとする3ポリシーの高水準化、学修成果測定指標の開発等、3ポリシーに基づくPDCAサイクルをいかに機能させているかについて、評価を受ける予定である(資料2-25)。

各学部・研究科の自己点検・評価活動に関する外部評価については、同規程において「中期計画の実施期間等を勘案し、外部有識者から意見を聴く」としており、各学部・研究科の計画に委ねられている。なお、2019年度までに外部評価を受審した学部・研究科は少ないことから、今後、引き続き全学的に議論を重ね、具体的な手順や方法の明示、支援を行う必要がある。

そのほか、本学の国際化戦略の助言と認証を受けるため、国際大学協会(IAU)によるISAS2.0を2019年に受審したところである。その結果、本学が実施した自己点検・評価のプロセスと成果報告書について、高い評価を受け、「IAUが今まで実施したISASで受領した最も質の高い報告書であった」旨のコメントを受けた。一方、IAUから提出された最終報告書では「2021年のカリキュラム改編の一環として、東洋大学は学生、教職員、及び大学全体に対してカリキュラムの国際化がもつ価値を明示し、全学科でそれを達成する総合的戦略を策定すべきである。」など、16の勧告を受けたが、「堅実な国際化戦略の構築がなされ、具体的な目標や指標を持ち、進捗管理によって戦略的に施策の調整を行っているという証」であるISAS2.0 Learning Badge (Assessing Strategy and Monitoring Achievements)を獲得した。(資料2-26)。

また、財務に関する評価として、株式会社日本格付研究所(JCR)に財務状況の信用格付を受け、「AA(ダブルエーフラット)＜安定的＞」との評価を受けており、教育研究基盤を支える財務状況についても一定の社会的信用を維持している(資料2-27)。

このように、本学の内部質保証体制について、段階的に充実を図っている状況であり、客観性、妥当性を高める取り組みについても、それぞれの委員会組織等の役割に応じて、第3者の意見をダイレクトに反映されるよう、柔軟に外部評価を実施できるように進めている。

＜行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応＞

「評価結果を有益に活用すること」という第2期認証評価受審の際に示した方針を踏まえ、本学は、認証評価結果を受領した後、大学評価統括本部の下で速やかに関係委員会に検討課題に対する方向性を示すとともに、解決策に向けて取り組み、2018年度に改善報告書を公益財団法人大学基準協会に提出した。

改善報告書に対する検討結果では「(前略)貴大学が、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。」と評価された一方、一部の研究科における「特定課題研究(論文)の審査基準が、修士論文の審査基準と同一であるため、改善が望まれる」と、指摘を受け

た(資料 2-28)。

このことを踏まえ、2019 年 5 月開催の大学院研究科長会議にて速やかに情報を共有し、学長及び大学院担当副学長が中心となって、改善の必要性和計画について協議した。その後、特定課題研究を設ける対象研究科が自律的に取り組むなかで、2019 年度内に改善するよう計画し、2020 年度以降の研究指導及び審査をするうえで、適切な審査基準の策定と明示となるよう、改善に取り組んでいる(資料 2-29)。

ISAS2.0 による評価結果については、学長の下で運営される国際連携本部会議において、課題の共有と今後の国際化戦略の策定に活かしている(資料 2-30)。

一方、文部科学省による設置計画履行状況調査については、学部及び研究科の改組や新設に伴う設置計画の履行状況について報告するとともに、その報告書を大学ホームページにて公表している。なお、現在、是正意見等は付されていない(資料 2-31)。

点検・評価項目④:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2:公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3:公表する情報の適切な更新

情報公開については、各学部・研究科の 3 ポリシー、過年度の自己点検・評価結果、認証評価結果、改善報告書、財務情報、教育研究活動を中心とした諸活動の状況を大学ホームページに適切に公表している(資料 2-32)。

なお、今後、内部質保証に関する全学的方針、内部質保証に関する諸規程等を公表する予定である。

点検・評価項目⑤:内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2:適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性については、大学評価統括本部において、2020 年 3 月末に全学的内部質保証体制や機能について検証を行い、次年度に向けた改善すべき課題について協議することとしている。なお、今後予定している外部評価の意見を活用することとし、必要な規程の改正や整備を行うとともに、全学的な教職員に向けた質保証に係る意識の醸成等を図ることとする。

現時点で把握する課題としては、以下のような事項が挙げられる。

・学修成果の測定結果の活用とFD活動の実質化

今後、2021 年度カリキュラムの実施と併せて、学修成果の検証主体を各学部・研究科において明確に位置付け、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルをより一層実質化させる必要がある。そのため

には、高等教育推進センターによる学修成果の検証用データの提供をスムーズに行うとともに、各学部・研究科による自己点検・評価活動において、学修成果の測定結果の評価と結びつけて、3 ポリシーの達成状況について把握し、それをもとに、各学部・研究科のFD活動の計画が示されなければならないと認識している。

・中期計画の進捗状況の把握管理と自己点検・評価活動との連動

各学部・学科、各研究科・専攻で長期ビジョンに基づく計画策定及び推進する「中期計画」について、その進捗状況の把握と計画に関する施策の予算措置の把握は、学部長や研究科長、学長を中心とした教学執行部でされているものの、自己点検・評価活動やカリキュラム改訂その他必要な教育改善アプローチとの連動性が明確となっていない。

・カリキュラムの検証方法のモデル化

教育の質保証に係る取り組みとして、全学共通の点検指標で行われるシラバス点検を全科目で実施しているほか、カリキュラムマップ・科目ナンバリング等のツールを用いて教育課程の順次性及び体系的な点検体制を設けるなど、自己点検・評価活動が実質化するための諸施策を講じている。

3 ポリシーを起点としたPDCAサイクルを恒常的に機能させるうえでは、これらのツールをより活用し、履修年次と学修到達目標との関係性や、GPA等の成績分布の検証などと一体的に検証することができるよう、教育の質保証に必要な恒常的な活動について、手順等を明らかにしていく必要がある。

・学校法人の事業に関する中期的な計画との連動性

教学組織と法人組織の共通の課題として、私学法改正に伴う事業に関する中期的な計画の策定と教学が自律的に推進する中期目標・中期計画との連携、その合理的な運営、さらには認証評価結果を踏まえた計画策定の必要性を考慮し、計画と検証の主体の在り方、大学運営に係る最終意思決定機関である理事会等との関係性を整理し、ガバナンス体制全体を検証し、必要に応じて見直す必要がある。

(2) 長所・特色

- ・ 全学的な内部質保証推進組織及び関連する部局の自己点検・評価に関する規則並びに「全学的方針」を整備するとともに、学長を中心とする教学執行部と法人及び事務局が一体となって内部質保証システムを構築している。
- ・ 外部評価の活用において、独立的な外部評価委員会を別途設けるのではなく、「全学的方針」等に示された各責任主体や役割に応じて、その委員会等のなかで外部評価を採り入れることで、外部有識者の意見がダイレクトに組織に伝わる仕組みを設けている。

(3) 問題点

- ・ 各学部・学科、各研究科・専攻で長期ビジョンに基づく計画策定及び推進する「中期計画」について、その進捗状況の把握と計画に対する予算措置の把握は、各組織や教学執行部でされているものの、自己点検・評価活動、カリキュラム改訂その他必要な教育改善措置との連動性が明確となっていない。

- ・ 学部及び研究科ごとの外部評価の受審が少ない状況であり、自己点検・評価の客観性、妥当性を高める仕組みが求められ、手順の明確化と全学的な支援等が必要である。
- ・ 私学法の改正に伴い、学校法人の事業に関する中期的な計画の策定及びその検証等について、認証評価結果を踏まえた対応が求められることから、教学と法人と一体となって推進するうえで必要な計画策定主体と検証主体、理事会及び常務理事会等の意思決定機関との関係性を整理する必要がある。また、学部・研究科以外の自己点検・評価の時期等について、中期計画等の検証と併せて行うなど、定期的な検証プロセスの確立が必要である。

(4) 全体のまとめ

前述のとおり、これまで、本学は、学部・研究科を中心に自律的な自己点検・評価活動を推進してきたものの、全学的な内部質保証推進体制の整備は不十分な状況であった。

2019年度は、学部を中心とした全学的なカリキュラム改訂期(2021年度)の大きなターニングポイントであるとともに、長期ビジョンの下で策定される第3期中期計画の施行(2020年度)と、文部科学省スーパーグローバル大学創成支援事業の中間評価(2020年度)に向けた施策等とを一体的に進める必要があった。

この状況下、学長による教職員に向けた年頭の挨拶(2019年1月)や教学マネジメントの下で開催された学長フォーラム(2019年8月)にて、上記の施策の一体的な推進と、3ポリシーを起点としたPDCAサイクルの重要性について、全学的に示されたことにより(資料2-33)、全学を挙げて取り組む意識が学内において高まり、内部質保証体制の整備等に着手できた。

しかしながら、本学は、2019年度に内部質保証体制の見直しと整備を行ったばかりであり、内部質保証を十全に機能させるためには、まだ改善点や充実すべき点がある。

具体的には、各組織の理念・目的の達成に向けて、カリキュラム改訂や中期計画の実行と自己点検・評価活動を連動させていながら、自己点検・評価活動を硬直化させないよう工夫が必要である。

そのためには、「全学的方針」に示している「教育の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の成長及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働のもとで、学内の有機的な連携関係を形成する」ことを重視し、研修活動その他の工夫により学内文化の醸成を図るほか、従来の手順や規則の見直し、組織間の連携等の最適化を図っていく必要がある。

また、外部評価を各組織に採り入れ、3ポリシーを起点としたPDCAサイクルを適切に機能させるための仕組みづくりが必要であり、中期計画の実行と検証、新たな目標や計画の策定といった一連のPDCAサイクルの実行において、効果をもたらす外部評価の実施が求められる。これらを推進する際には、様々な教学施策と連動させ、検証プロセスの最適化を図り、過度な負担や二重、三重の作業を生じさせない工夫が必要である。

各学部・研究科で行う外部評価については、具体的な手順や方法を「全学自己点検・評価活動推進委員会」で協議していくとともに、2019年度で一旦のサイクルを終える中期計画の検証と併せ、各組織の自己点検・評価体制や3ポリシー及びカリキュラムの適切性の検証等について、学外有識者の意見を取り入れるように進めていく必要がある。

以 上

【参考資料】大学評価統括本部の運営に関する外部評価実施要領

第1 目的

この要領は、東洋大学大学評価統括本部規程(以下「規程」という。)第5条に基づき、東洋大学(以下「本学」という。)の内部質保証体制及び運営に関する外部評価の実施にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

第2 外部評価の対象及び評価基準等

外部評価は、本学の内部質保証体制及びそのシステムの有効性について、客観性及び妥当性を高めるために実施するものとし、その評価基準及び点検・評価項目は、認証評価機関である公益財団法人大学基準協会が定める大学基準を踏まえるものとする。

2019年度に実施する外部評価の評価基準及び点検・評価項目は以下のとおりとし、2020年度以降の外部評価については、必要に応じて見直しを図るものとする。

【評価基準】

基準2 内部質保証(大学基準協会が定める第3期大学基準)

【点検・評価項目】

- (1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。またその方針は適切であるか。
- (2) 全学的な内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。
- (3) 全学的な方針及び規程等に定められた手続に基づき、内部質保証体制を構築し、そのシステムは有効に機能しているか。
- (4) 教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況及び自己点検・評価結果等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- (5) 内部質保証体制及びそのシステムの有効性に関する適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

第3 外部評価者の選出

外部評価を行う有識者は以下の分野を考慮し、大学評価統括本部にて協議のうえ選出する。選出人数は若干名とし、複数の外部評価者となるよう努めるものとする。

- (1) 高等教育に関する識見の高い方
- (2) 大学行政に関する識見の高い方
- (3) 企業等の産業界において教育機関の管理及び運営に関する識見の高い方
- (4) その他大学評価統括本部において必要と認める方

第4 外部評価の実施手順等

1. 手順

外部評価は原則として書面評価とし、以下の手順に基づき、実施する。

(1) 依頼

- ① 大学評価統括本部の下で取りまとめた調書及び根拠資料を外部評価者に電子データにて

送付する。

- ② 外部評価者は、調書及び根拠資料等の本学に関する情報について、外部評価の目的以外は使用せず、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、評価終了後に当該電子データ等は削除する。

(2) 評価期間中

外部評価者は調書及び根拠資料に関する照会または追加資料の請求を行うことができる。

(3) 提出

外部評価者は調書及び根拠資料をもとに、第 2 に示す大学基準及び点検・評価項目に即して評価を行い、別に定める外部評価報告書に評価内容を記載のうえ、大学評価統括本部に提出する。

(4) 意見交換

大学評価統括本部は、外部評価者を招聘し、評価結果に関する意見交換を行う。日程の調整等が困難な場合は、後日ヒアリングを行うなど、外部評価結果の内容について、適切に把握するよう努める。

(5) 学内共有及び公表

大学評価統括本部は、外部評価の結果について、学内で共有するとともに、大学ホームページにて公表する。公表にあたっては、外部評価結果に対する見解を添えて公表する。

2. 総合評定及び所見

- (1) 外部評価者は、別に定める外部評価報告書に、点検・評価項目ごとに所見(コメント)を記すとともに、総合評定を付す。

- (2) 総合評定は以下の基準をもとに付す。

S: 本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築されているとともに、そのシステムの有効性が極めて高いことが調書・根拠資料等で証明されている。

A: 本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が全学的な方針等に基づき構築されており、そのシステムは概ね有効に機能している。

B: 本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制とそのシステムの有効性において、やや不十分な点があり、改善が求められる。

C: 本学の理念・目的を達成するために必要な内部質保証体制が構築されているとはいえず、抜本的な改善が求められる。

第 5 外部評価結果の活用

外部評価により、内部質保証システムの在り方や自己点検・評価の手順等の改善の必要性について指摘された場合、大学評価統括本部は、大学評価統括本部の下に置く部会等に報告するとともに、必要な改善方策について協議する。

第 6 外部評価者の謝金及び出張旅費

外部評価者への謝金及び出張旅費は、東洋大学講師謝礼(報酬等)の支払い基準に基づく謝金

及び学校法人東洋大学教職員旅費規程に基づく出張旅費を支給する。

第7 その他

外部評価者との必要な連絡、調整については、大学評価支援室が行い、外部評価の円滑な運営に努めるものとする。

2020年2月13日

東洋大学大学評価統括本部承認